

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第3回 枚方市建築審査会	
開催日時	令和元年 10月25日（金曜日）	午後2時00分から 午後4時00分まで
開催場所	枚方市市民会館 2階 第6集会室	
出席者	藤井司会長、吉村英祐会長代理、西山利正委員、太田照美委員、 佐野こずえ委員、東野裕人委員、山添光訓委員	
欠席者	なし	
案件名	<p>審議案件</p> <p>議案第4号 御殿山町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について</p> <p>議案第5号 建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準の改正について</p> <p>議案第6号 山之上北町における建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について</p> <p>報告案件</p> <p>報告第16号 建築基準法第59条の2に基づく「総合設計許可取扱要領」の策定について</p> <p>報告第17号から第20号 建築基準法第43条第2項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p>	
提出された資料等の名称	<p>1 議事次第</p> <p>2 議案書</p> <p>3 報告資料</p> <p>4 法第43条第2項第二号許可取扱要領</p>	
決定事項	<p>1 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。</p> <p>議案第4号 御殿山町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について</p> <p>議案第6号</p>	

	<p>山之上北町における建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可について</p> <p>2 次の案件について枚方市建築審査会として承認した。 議案第 5 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号許可の一括同意基準の改正について</p> <p>3 次の案件について枚方市建築審査会として報告を受けた。 報告第 16 号 建築基準法第 59 条の 2 に基づく「総合設計許可取扱要領」の策定について 報告第 17 号から第 20 号 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>1 議案第 4 号並びに報告第 17 号から第 20 号の案件については、公開。</p> <p>2 議案第 5 号及び報告第 16 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に該当するため非公開。</p> <p>3 議案第 6 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するため非公開。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>1 議案第 4 号並びに報告第 17 号から第 20 号の案件については、公表。</p> <p>2 議案第 5 号及び報告第 16 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に該当するため非公表。</p> <p>3 議案第 6 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するため非公表。</p>
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 開発指導室 開発調整課
審 議 内 容	
藤 井 会 長	<p>ただいまより、令和元年度第 3 回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様方にはお忙しい中、本審査会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>まず、初めに 10 月 1 日付けで枚方市職員の人事異動がございましたので、事務局より紹介をお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	【職員紹介】

藤井会長	それでは、委員の出席状況を事務局からお願いいたします。
事務局 開発調整課 西村課長代理	本日は、本審査会の委員7名全員のご出席をいただいております。
藤井会長	<p>ただ今、事務局から報告がありましたとおり、本日は、全委員にご出席いただいております。委員総数の過半数を満たしておりますので、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。</p> <p>さて、本日の案件は、審議案件として「御殿山町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について」、次に、「同法第44条第1項第2号許可の一括同意基準の改正について」、及び3点目としまして、「山之上北町における同法第43条第2項第二号の規定による許可について」、以上3件でございます。</p> <p>また、報告案件といたしまして、「建築基準法第59条の2に基づく枚方市総合設計許可取扱要領の策定について」の案件と、同法第43条第2項第二号許可の一括同意基準に基づく報告案件が4件を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>初めに、本建築審査会の開催に当たりまして、湯川開発指導室長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
開発指導室長 湯川室長	【挨拶】
藤井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>事前に送付させていただきました資料でございますが、議事次第。</p> <p>次に、令和元年度第3回枚方市建築審査会議案書。</p> <p>次に、令和元年度第3回枚方市建築審査会報告資料でございます。</p> <p>次に、本日配付させていただきました資料でございますが、クリアファイルの法第43条第2項第二号許可取扱要領がとじられた参考資料でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。資料については、以上でございます。</p>
藤井会長	<p>次に、本審査会は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき運営を行っております関係上、本審査会の公開・非公開については、原則、公開といたしますが、議案書等を確認しましたところ、案件となっております議案第4号並びに報告第17号から第20号は、「枚方市情報公開条例第5条」に規定する「非公開情報」は、いずれも含まれておりません。</p> <p>議案第5号及び報告第16号は、意思決定に至るまでの過程における情報でございます。</p> <p>また、議案第6号は、個人申請の案件ですので、個人に関する情報が含ま</p>

	<p>れております。</p> <p>したがいまして、議案第4号並びに報告第17号から第20号の案件については公開とし、議案第5号及び報告第16号については、枚方市情報公開条例第5条第6号、また、議案第6号については、同条例第5条第1号に基づいて非公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
藤井会長	<p>異議なしとのことでございますので、そのように取り扱いたします。</p> <p>次に、会議録につきましては、枚方市ホームページなどで公表いたしますが、非公開の扱いとする議案第5号、第6号並びに報告第16号は、非公表といたします。</p> <p>また、公開の扱いとする議案第4号並びに報告第17号から第20号の会議録については、公表とし、議案書等につきましても、同様に凶書を抜粋して、公表するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
藤井会長	<p>異議がないようでございますので、そのように取り扱いたします。</p> <p>それでは、本日の傍聴人の確認を行いたいと思いますが、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	本日の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。
	<p><u>1 審議案件</u></p> <p><u>議案第4号</u></p> <p><u>御殿山町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について</u></p>
藤井会長	<p>それでは、審議に移ります。</p> <p>議案第4号の御殿山町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について、処分庁から説明をお願いします。</p>
処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>それでは、議案第4号「御殿山町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について」開発審査課 阿部より説明させていただきます。</p> <p>着席して説明させていただきます。</p> <p>本議案は、申請建築物である障害者優先駐車施設の上屋が、道路内に建築されるものであることから、建築基準法第44条第1項第2号の許可をすることについて、同意を求めるものです。</p> <p>初めに、建築基準法第44条「道路内の制限」とは、建築行為による道路交通の支障の発生を防止する狙いがあると同時に、開放空間として道路上空を確保することにより、日照、採光、通風等の市街地環境の確保を図ること。また、道路内の建築行為によって他の建築物の安全上、防火上、衛生上</p>

の利便が妨げられ、その周囲の環境が害されることを防止するための規定です。

ただし、この条文には、第1号から第4号に道路内に建築することを認めているものが規定されており、今回の申請建築物は、これらのうちの第2号に該当します。

それでは、適用条文を確認させていただきますので、議案書3ページの裏面中央部分の「適用条文」をご覧くださいませでしょうか。

適用条文の下線破線部分をご覧ください。

建築基準法第44条第1項には「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。」とあります。第1号は省略させていただき、第2号、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」で、「特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」とあります。本申請は、この第2号に該当するものとして申請されております。したがって、申請建築物が「公益上必要な建築物で通行上支障がないかどうか」が、この許可の要件になります。

それでは、議案書の3ページの表面をご覧ください。

申請建築物の概要について説明いたします。

申請者氏名、枚方市長 伏見 隆。本申請の申請者は、道路管理者みずからの申請です。敷地位置、枚方市御殿山町372-3の一部。地域地区等、近隣商業地域、指定建蔽率80パーセント、指定容積率300パーセント、準防火地域。主要用途、障害者優先停車施設の上屋。これは、枚方市のバリアフリー基本構想に基づいて計画されているものです。後ほど、枚方市バリアフリー基本構想について説明させていただきます。敷地面積、13.131平方メートル。申請建物、建築面積、0.00平方メートル。建蔽率は、建築基準法53条第6項第2号により適用外です。延べ面積、12.544平方メートル、容積率、95.53パーセント。構造、鉄骨造。階数、平屋建。建築物の高さ、最高2.995メートル、軒高2.631メートル。

申請地は、建築基準法第42条第1項第1号（市道渚第1号線）の道路の歩道上に計画されております。

以上が申請建築物の概要です。

次に、議案書の4ページ、付近見取図をご覧ください。

中央に御殿山駅があり、すぐ東側、図面では右側の着色部分が今回の申請地です。本申請地は、先ほども申したとおり、市道渚第1号線であり、建築基準法第42条第1項第1号に該当するものです。

次に、議案書の5ページ、配置図兼平面図をご覧ください。

赤囲いの範囲が申請敷地です。障害者優先停車施設までのスロープ部分及

び待機スペースとなる部分に上屋を設ける計画となっております。

続いて、議案書の6ページ、敷地断面図をご覧ください。

下段の中央部㉔となっている部分をご覧ください。東西に敷地を切っている断面になります。上屋の柱は車道寄りに設けており、上屋の最大幅は1.96メートルでございます。雨水は車道側へ排水し、既設側溝に流れる予定です。歩道と上屋の空間は2.5メートル以上確保できております。

また、右側の㉕の図面をご覧ください。スロープがありますが、スロープの高い位置でも有効2.5メートル以上の空間が確保できていることがわかります。

次に、議案書の7ページ、平・立・断面図をご覧ください。

建築物の主要構造部は、全て不燃材料となっております。

ここで、前のスクリーンをご覧ください。スクリーンを使いまして、現地の状況を説明いたします。

こちらは、写真方向図です。今回の申請地を各方向から撮影しております。議案書5ページの配置図兼平面図と併せてご覧いただくとわかりやすいかと思えます。

それでは、現地写真の説明をさせていただきます。

この①番ですが、申請敷地を北側から南方向に向かって撮影しております。赤囲みしている線は、大まかな上屋の位置を想定して、追記しております。このポストの横にある植樹帯が議案書5ページの配置図で、上屋の北側にある既設植樹帯。少し字が小さいですが、こちらが上屋の上にある既設植樹帯となります。北側にある既設植樹帯です。一部、こちらのモニュメント、少し見にくいかもしれませんが、こちらの青いモニュメントは、赤囲いにかぶっておりますが、このモニュメントについては、撤去する予定となっております。

次に、②番です。こちらの写真は、隣接する駐輪場から東側に向いて、申請地を撮影したものです。先ほども説明させていただいたこのモニュメントとこちらの支柱3本、これについては撤去する予定で計画しております。

次に、③番です。こちらの写真も先ほどの写真と同様に、駐輪場から申請地を撮影したものです。

次に、④番です。こちらは南側から北側に向かって、申請敷地を撮影したものです。先ほど奥に見えていた青いモニュメントがこちらになります。こちらは撤去される予定になります。

次に、⑤番です。こちらは車道側、つまりロータリー側から申請敷地を撮影したものです。

現地の状況は、以上となります。

冒頭の申請建築物の概要説明で、申請建築物の障害者優先停車施設の上屋は、枚方市バリアフリー基本構想に基づいて計画されているものと説明させ

ていただきました。これは、次の議案第5号に関係するところでもございませぬので、調査意見に入る前に、この「枚方市バリアフリー基本構想」とはどのようなものか、ご説明させていただきます。

続いて、スクリーンを用いてご説明させていただきます。

バリアフリー基本構想に入る前に、バリアフリー関係の法体系ですが、そもそも建築物については、こちらのハートビル法というものが、平成6年9月に施行されており、交通バリアフリー法、こちらが旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律が平成12年に施行されております。それぞれ建築物と車両等のバリアフリー化は別々の法体系になっておりましたが、平成18年に建築物と旅客施設や車両全てを網羅するようなバリアフリー化を促進するための法律であるバリアフリー新法が、平成18年12月に施行されております。

枚方市の基本構想の経過としましては、その時々々の法律に合わせて、バリアフリー化を促進するために基本構想を策定してきました。始まりは交通バリアフリー法の施行に合わせて基本構想を策定し、その後、総合的なバリアフリー新法が施行された後に、枚方市バリアフリー基本構想として、前のバリアフリー、交通バリアフリー基本構想を引き継いだ形で基本構想を策定しております。

枚方市バリアフリー基本構想の軸となる趣旨ですが、それは平成12年から踏襲されており、「だれもが安全・快適に安心して移動できる魅力と活気にあふれるまちづくり」というものを目指しております。基本的な方針も5つのカテゴリーを掲げており、その中で、さまざまな方面からのバリアフリー化を推進しております。

この基本構想を進めていくに当たり、「重点整備地区」を定めております。「重点整備地区」とは、旅客施設等を中心とした地区や、高齢者・障害者などが利用する施設が集まっている地区であり、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する位置づけとなっており、各駅周辺を重点整備地区として定めております。もちろん御殿山駅も、枚方市バリアフリー基本構想の重点整備地区となっております。

それでは、重点整備地区の整備計画を既に進めている実例をご紹介します。【スクリーンを用いて説明】

こちらは長尾駅です。こちらが長尾の鉄道の駅舎になります。それに向かって上屋が幾つか設置されております。ここは、タクシー乗り場となっております。

これも同じ長尾駅です。こちらも少しわかりにくいかもしれませんが、ここに障害者優先停車施設の上屋が設置されております。

こちらは樟葉駅です。メインのロータリーではなく、裏の北口となります

	<p>が、こちらにも障害者優先停車施設の上屋が設置されております。</p> <p>こちらは牧野駅の駅前ロータリーです。こちらが障害者優先停車施設の上屋、こちらがタクシー乗り場。立体的な構造になっておりますが、上屋が設置されております。</p> <p>このように基本構想に基づいて計画された上屋は、今までにも幾つかあります。</p> <p>それでは恐れいりますが、もう一度、議案書に戻ります。3ページの裏面、調査意見をご覧ください。</p> <p>調査意見、申請建築物である障害者優先停車施設の上屋は、道路内に建築されるものであることから、今回許可申請されたものでございます。この上屋は、「枚方市バリアフリー基本構想」に基づいた交通バリアフリー御殿山駅前広場道路整備工事の一環で、道路管理者により設置されるものでございます。高齢者や障害者等の利用に配慮された附帯施設として、乗車時及び待機時の日よけ・雨よけ、休憩施設として公益上必要な建築物でございます。また、配置計画については、道路歩道空間は十分に確保されていることから、通行上支障がないと認められるものと考えます。したがって、本申請は、公益上必要な建築物であり、通行上支障がないものと認められます。</p> <p>今回の議案については、公益上必要な建築物であること、通行上支障がないことの2点について判断していくものです。今回の申請建築物は、道路管理者みずから設置するものであり、「枚方市バリアフリー基本構想」の理念に合致しており、福祉車両等の利用者や車椅子利用者の送迎車等の安全を確保し、さらなる利便性の向上を目的として設置される公益上必要な建築物です。また、配置計画についても道路歩道空間は十分に確保されていることから、通行上支障がないと認められます。したがって、本申請は、特定行政庁として、建築基準法第44条第1項第2号において、公益上必要な建築物であり、通行上支障がないものと判断することができるものです。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。</p>
藤井会長	ただ今、ご説明がありました議案第4号につきまして、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。
吉村会長代理	図面の見方を教えていただきたいんですけども、6ページの左上にある図はどこの断面図ですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	5ページの配置図兼平面図を見させていただきますと、配置図兼平面図に㊸-㊸断面の断面ラインが入っております。
吉村会長代理	そうなのですが、これは対応しているのですか。まず㊸-㊸断面ですから、歩道側から道路側を見たようになっているのですね。
処分庁	はい、そうです。

開発審査課 阿部係長	
吉村会長代理	この㊸-㊸断面と6ページの㊸は関係があるのですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	これを切ったラインの敷地断面図を6ページに書いております。
吉村会長代理	通常でしたら、㊸-㊸断面図とか㊸-㊸断面図とかの表記かなと思います が。
処分庁 開発審査課 阿部係長	申し訳ございません。
吉村会長代理	そうだとすると、この左の図は両側が高く、真ん中が下がってるような 図になっているように思うのですが、違いますか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	㊸の右側のことですか。
吉村会長代理	左上ですが、両方から下がってるようになっています。
処分庁 開発審査課 阿部係長	左は建築基準法の高さを算出するための、平均地盤算出のための寸法等で す。
吉村会長代理	そういうことですか。そう書いていただいていたらわかると思います。
処分庁 開発審査課 阿部係長	そのように表記します。
吉村会長代理	平均地盤面の計算ということですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、そうです。
吉村会長代理	それで、この歩道が9センチメートルほど上がってるということですが、 このスロープはダウンで、下がっていますね。ですから、5ページに5パー セントと書いています。でも、これは下りの記号になっているんですか。こ ういう表現にしたら、ここはのり面みたいな記号になっているんですけれ ど、これでもダウンということですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、ダウンとなっております。
吉村会長代理	ダウンにして下りきったところが、直径1500ミリメートルの回転スペ ースになっています。ここが道路と同一高さになるのですね。

処分庁 開発審査課 阿部係長	そのとおりです。
吉村会長代理	それでいいのですかね、ここは何のための場所ですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	ここは車椅子使用者の方が自動車から乗り降りされて、スロープを上る前の方向転換のための回転スペースです。
吉村会長代理	少しでも高いほうがいいのかなと思いましたので、なぜ下げるのかなと。
処分庁 開発審査課 阿部係長	逆に車道側から乗り降りする時に、フラットであればご自身でも移動できるためです。
吉村会長代理	どういう乗り方をするのかによるのですが、車椅子で後ろによくリフトが下りてくるタイプですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	そのタイプの方もいらっしゃいますが、助手席側から乗り降りする方もいらっしゃいます。
吉村会長代理	そうすると、横から乗るのを想定してるような感じがするので、この駐車スペースでは無理です。先ほどの樟葉駅前の北側ですが、以前にこの審査会で審議したような記憶があるんですけども。
処分庁 開発審査課 阿部係長	ここで審議していただいております。 (スクリーンの写真を指す) これですね、これも同じタイプです。
吉村会長代理	いわゆる身障者用の車のスペースは、幅が3.5メートルぐらいあると思うのですが。
処分庁 開発審査課 阿部係長	そうです。建築物では大阪府の福祉のまちづくり条例上、駐車スペースとしては、幅3.5メートル以上です。
吉村会長代理	そうすると、車を少し歩道から離れたところに停めて、そのすき間で降りてからぐるっと回り込む、そういうことですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、そうです。
吉村会長代理	5ページの平面図のこのパーキングロットのサイズが書いていないんですけども、通常の駐車スペースより幅が広いという、そういうことですか。普通は2.5メートルぐらいですよ。よく道路上にパーキングメーターがありますが、それより広いんですか。図面の縮尺は、100分の1ですね。そうすると、3メートルですね。枚方市のバリアフリーの基準に合致していて、こ

	れでいいということですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	福祉のまちづくり条例上の駐車スペースは 3.5 メートル以上となるのですが、交通バリアフリーのこの部分に関しては、駐車スペースとしては 3.5 メートルの基準ではありません。
吉村会長代理	いや、それはいいのですが。
処分庁 開発審査課 阿部係長	それは一時停止になるため、駐車スペースの確保とは少し違います。
吉村会長代理	この枠の中に車を止めようとすると、車幅は小型車両で 1.7 メートルなので、あと 1.3 メートル残りますが、それで支障がないということなのですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、そうです。
吉村会長代理	わかりました。
処分庁 開発審査課 福田課長代理	車のいろんなスタイルがあると思いますが、今回の駐車スペースより車は少し前の位置に停めて、車の後ろを開けてリフトのような装置が路盤面まで下りてくる。利用者は今回のスロープで降りてきて、そのレベルで乗り込み、リフトアップするような車両は福祉車両としてございますので、そういうものを想定しています。
吉村会長代理	はい、わかりました。ありがとうございました。 それと、その斜の部分が高低差 9 センチメートルですから、車椅子用の手すりは要らないのですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	断面図を見ていただいたらわかるかと思いますが、一応手すり兼用の横断防止柵というのがスロープ両端についております。段差があるので落ちないようにしてあるのと、この柵の上部が手すりがわりにはなっています。
吉村会長代理	落ちないようにという意味ではなくて、車椅子用の手すりをつけるというのは、斜路の場合はあるのですけれども。
処分庁 開発審査課 阿部係長	車椅子用の手すりではなく、車椅子に乗られてない方のための手すりという位置づけで高さは考えられていまして、80 センチメートルのところを横断防止柵が兼ねるようになっております。 横断防止柵の上部が丸くなっており、手がかめるようになっております。
吉村会長代理	車椅子用ではないということですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、そうです。
吉村会長代理	そうなら必ず介助の人が要りますね。
処分庁	介助か、もしくは 5 パーセントの勾配なので、ご自身で上がられることを

開発審査課 阿部係長	想定しています。手すりを持たないと上れないほどの勾配ではありません。
吉村会長代理	そうすると、踊り場は要りませんよね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	スロープの途中で踊り場は不要と考えています。
吉村会長代理	基準で通路部分は手すりがあると、手すりがないものとみなしていいのか、その分を有効幅から引かなければならないのかと、ただそれだけのことなのですが、もし、後で手すりをつけて欲しいと言われた時に、有効幅をとれなくなるということがないようにしてください。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、わかりました。
吉村会長代理	そうしましたら、大丈夫そうですね。 先ほど言われたと思いますが、ここは一般のタクシーとかではなくて、通常の一般家庭の送り迎えにも使ってもいいのですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい。御殿山駅前のロータリー自体が、バスの運行がございませぬ。ロータリーは整備されて設けておりますので、基本的には、一般のご家庭の車両やタクシーの使用を考えています。
吉村会長代理	以前に審議した樟葉駅の時もそうだったのですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	そうです。裏側の南口の方には、バスとタクシーが停車する大きな駅前ロータリーがありますが、そこは一般車両は停めにくくなっており、一般車両は北口側を使用しています。
吉村会長代理	だから前例はありますと。この時は、確か商業施設が閉まっても、通り抜けができたような記憶があります。
処分庁 開発審査課 阿部係長	そのとおりです。（スクリーンで写真を使って説明） これを使って、この横の建物に入っていくと向こう側のバスのロータリーにたどりつくというような計画でした。
吉村会長代理	はい、ありがとうございました。
藤井会長	ほかに、ございますでしょうか。
山添委員	3点ほど教えていただきたいと思います。この敷地設定の考え方ですが、今回、敷地面積が 13.131 平方メートルということで、その関係で言いますと、容積率は 95.53 パーセントで、建築面積はないということなのでしょうけれども、敷地はどういう形で設定されているのかというのが 1 点です。 それから、先ほどバリアフリー基本構想についてご説明いただきましたが、構想をつくられる場合、継続協議会と言って当事者、障害者の団体が入って意見を聞く場があると思うのですけれども、そういった場でこの障害者用といいますか、駐車スペース、位置、デザイン等、今、吉村会長代理か

	<p>らも質問がありました手すりの有無等、そういったところの意見を聞かれたのか、意見がなければそれでいいのですけど、その辺りについて教えていただきたいというのが2点目です。</p> <p>3点目は、先ほどから障害者についての話があるのですが、今、バリアフリーの基本構想の基幹ですが、ユニバーサルデザインというような考え方もあって、子育ての方がベビーカーを持って利用されることもあります。雨が降ってきたら、どうしても車に乗るまで濡れてしまうと。荷物を持ち運びして、その荷物も濡れるということもあって、そういった時に、ここを使っていいのかどうかですね。車椅子のマークがあるので使ってはいけないのかなみたいな感じもするのですが、その辺り、表示にもよるとは思いますが、中には、障害者ではないのではと窺える方が使っているのを見ることがあります。そのような場合に市民の方からクレームが来た時も、どうされるのかですね。最近ですと外国人の観光客の方も大阪は1,100万人を超えています、大きなスーツケースを持って移動される方もおられると。その時に、ここはタクシーがないということでしたので、もしタクシーを電話で呼ばれて乗られるという時にも使っていいのか、使ってはいけないのか。もちろん、その障害者の方が先に使っておられて、順番待ちというのは出てくるとは思いますが、その辺りの考え方もお聞かせいただきたいと思えます。</p> <p>それと、屋根パネルのポリカーボネートなんですけども、大臣認定と書いていますが、これは不燃という理解をしていたらいいのですかね。</p> <p>以上について、ご説明をお願いします。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>建築的要素について初めに説明します。容積率ですが、基本には上屋の投影面積がそのまま敷地面積になっていることが多いのですが、今回は上屋の長さ自体は6.5メートルで敷地設定は6.7メートルとなっています。これは地中部の基礎を考慮したものです。基礎部分が15センチメートルほど出てくるので、上屋として必要な敷地面積というところで6.7メートルとしています。そのため容積率は95.53パーセントという形になっております。</p> <p>次に、屋根パネルが不燃の認定ということでよかったかどうかということなのですが、不燃の認定を取っています。</p> <p>次に、バリアフリー関係のご質問についてですが、当事者のことを聞いてつくっているのかという点ですが、枚方市では、今までもバリアフリー基本構想をつくってから、何年間に1度見直しをかけてきております。平成17年に策定してから、21年、22年、29年という形で、基本構想をつくっただけではなくて、検証も行っております。その中で、当事者意見を踏まえたバリアフリー整備の質の向上というのは、今後の方向性の中で、課題として枚方市では、バリアフリー推進協議会を活用して施設整備時に当事者への意見の聴取を行い、検討することでバリアフリー整備の質の向上を図るとしています。そのため当事者の意見を聞きもって、今の整備計画になっていって</p>

	<p>と考えます。</p> <p>次に、上屋について一般の方が使っていていいかどうかというところですが、整備計画の中では、その一般車用のロータリーがあるところには、車椅子使用者用の駐停車施設を設けていくという整備を掲げていますが、基本的には、先ほどの基本理念の方でも、「だれもが安全・快適に安心して移動できる魅力と活気にあふれるまちづくり」となっていますので、一般の方も使っていていただいても構わないです。タクシーの事業者の方も使っていていただいても構わないです。ただ、車椅子マークがありますので、そのような方がいらっしゃったら、優先的には使用できるようにという配慮で車椅子マークはつけてるというような次第でございます。</p> <p>その4点でよかったですでしょうか。</p>
山 添 委 員	<p>はい、ありがとうございます。言ってみればシルバーシートみたいなもので、空いていたら使ってもいいけれども、優先的に使われる方がいらっしゃるという理解でいいですかね。</p>
処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>そのような理解で結構だと思います。</p>
藤 井 会 長	<p>今の点ですけれども、例えば、そこに車椅子マークとともに優先という文字などは書かないのですかね。</p>
吉村会長代理	<p>これだけだったら、優先という意味にとられてしまいますよね。</p> <p>最近トイレでも誰でもトイレとかね、どなたでもお使いくださいとかいうのがあるので、ここもそういう趣旨であれば、この国際シンボルマークが一般の方は車椅子専用とっておられるのですが、本来、そういう意味ではなくて、障害全般を象徴するものなのですけど、絶対数でいうと車椅子の方が圧倒的に多いので、もし、枚方市がユニバーサルということを出せば、どなたでもと書くと問題になる可能性がありますね。優先でも微妙ですが。</p>
処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>そうですね、マークの表示にはいろいろな意見があり難しいですが、基本的に誰もがわかるというところがあります。文字が読める、読めないとか、そういう部分もありますので、基本的に推奨してるのが、文字にかわって情報等を伝えるためにつくられたピクトグラムを採用するという概念が、この基本構想ではあります。</p>
藤 井 会 長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
東 野 委 員	<p>この5ページの㊸-㊸を見て直感的に感じる場所なのですけども、想定されているのが、小型の福祉車両であるということだったのでですけども、全長は3.5メートルぐらいですかね、それにしても車を前に停めて、後ろのドアを上げて車椅子を降ろした場合に、この真ん中の支柱のところ邪魔になるといいますか、あるいは、小型車の場合、後ろの座席に座って、後</p>

	部トランクにその車椅子を積み降ろしして、前で迎えた場合も、この真ん中の支柱の位置がどうも気になります。最近、私は介護でこういうことばかりしていますので、これが非常に嫌な位置のような感覚を受けるのですが、支柱の設置位置が長さを三等分したこの位置というのは、どうも気になるのですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	今回、他の障害者優先停車施設の上屋と違う部分でいいますと、車道との間に段差があります。平面図の2メートルと書いてる部分の柱型が点線が入ってるのですけれども、車道側に落ちないように、車輪がずれて落ちたりしないように、ここに防止柵があります。今回に限っては、どうしても地形上、使い勝手が少し悪いかもしいのですが、出入り口を決めてしまっているような状況です。歩道から車道に転げ落ちるといような危険性の方が高いので、このような設定になっております。
東野委員	そうすると、駐車的位置をもう少し前にするということはできないのですかね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	この地上に書く車椅子マークが、もう少し図面上の下方向にできないかということですか。
東野委員	いいえ、もう少し前です。
処分庁 開発審査課 阿部係長	もっと図面上の上方向にですか。
東野委員	そうですね、小型車、福祉車両の距離でなくて、もし、大型車で車幅が1.75か1.8メートルぐらいであれば、横のスペースは1.2メートルですから、その後部座席の人がこのドアを開けた時に、スペース的にきついんじゃないのかなと思うのですよね。前で横の空間をとってあげて、後ろから、車椅子を利用すると、それでも、その前に持っていくのは大変だと思うのですけれども、でも、もし、私が使う場合は、この位置が嫌な位置にあるような気がするのですね。
吉村会長代理	車をこの右側の白線ぎりぎりに停めたら、結構スペースができますよね。
東野委員	ただ、どうなのですかね。もし、大型車の場合、後ろの方を横に停めて、先に車椅子を停めて移す場合に、車椅子の位置がやはり前の開口部の広いところにもってきてあげないと、作業はしにくいと思うのですよね。
吉村会長代理	これは私も検証してみないと、今の段階で何とも言えないですね。類似のもので使いにくいとか、そのようなご意見をいただいていたりするのですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	今のところご意見はいただいておりますが、皆さん、実際はその範囲内のみで使用されている方だけでなく、少し前後にずれて、使いやすいように使用されているのが実態で、ある一定の目安というイメージで扱わせていた

	だいています。おっしゃるとおり、この線の範囲内以外はすごく危険なところで、この範囲内に収まらないといけないようなものではありません。一定、この範囲に停まれば、上屋近くに行けますというような目安で書いてるようなところがございまして、これが使いにくいとか、このサイズがもう少しどうだというようなご意見は、実際はございません。
藤井会長	福祉車両の乗り降りは後席からと後部からと、少なくとも2種ございますよね。どちらもオーケーというのであれば、単純に言えば、この枠を長く前後にとればできなくはないわけですが、また、別の問題は発生するかもしれないというようなことで、枠は目安程度という感じにならざるを得ないところもあるのかもしれないですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	実態はそういうものだと考えております。
吉村会長代理	この枠はこれで決めておいて、プラスアルファのところをゼブラにするとか、注意喚起の意味合いで、今後の対応としては、そういうこともあり得るのかなと思います。
山添委員	議案書5ページのところの車椅子の上に白線が引いてますね。これは逆に何なのかなと思うのですが、これがあるから、車椅子の範囲を広げられないような見え方もするのですけれども。
処分庁 開発審査課 阿部係長	(スクリーンで説明) 現況の乗り場は二つありまして、本計画は駅から一番近い部分に障害者の優先停車施設の上屋を計画しております。もう一つの乗り場の路面には、「タクシー」と書いています。 手前は屋根をつけている乗り場で、タクシーを呼ばれた方は、少しその先の乗り場で待っていただく計画であり、タクシーと障害者優先停車用の施設と路面には、そう表示します。ただ、上屋については、常時タクシーが停まっているところではありませんので、優先順位の高い、障害者優先停車施設のみに設置するという計画です。
吉村会長代理	今、ちょうどそれが映ってるのですけれども、その奥、北側にポストがあって、手前には公衆電話ボックスがあるのですかね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	(スクリーンで説明) これがポストで、これが電話ボックスになります。
吉村会長代理	それは、この議案書の5ページには書かれていないですね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	図面表記はしておりません。これが植樹帯でして、ここら辺が全部撤去になっています。この電話ボックスは残る形になります。
吉村会長代理	電話ボックスは撤去されるのですか。

処分庁 開発審査課 阿部係長	いいえ、電話ボックスは残っているのですが、この下の枠外になりますので、表記されておりません。
吉村会長代理	ポストはタクシー乗り場にひっかかるような気もしますが。
処分庁 開発審査課 阿部係長	ポストは表記できていませんが、その植樹帯の横になります。
吉村会長代理	植樹帯の横の黒い丸は何ですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	支柱です。
吉村会長代理	ここにですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	この支柱の向かいにポストがあります。
吉村会長代理	それだったら支障はないということですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、そうです。
吉村会長代理	あと、この5ページの右の求積図ですが、左下の1.881メートルの表記が垂線から離れていますが、修正可能であればお願いします。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、わかりました。
藤井会長	ほかにはございませんか。 それでは、ただいま審議いただきました議案第4号について、同意するというので、ご異議ございませんでしょうか。
委員	(異議なし)
藤井会長	異議なしとのことでございますので、議案第4号について、同意することといたします。
	<u>2 審議案件</u> <u>議案第5号</u> <u>建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準の改正について</u>
	【議案第5号は非公表】
	<u>3 審議案件</u> <u>議案第6号</u> <u>山之上北町における建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について</u>

	【議案第 6 号は非公表】
	<u>4 報告案件</u> <u>報告第 16 号</u> <u>建築基準法第 59 条の 2 に基づく「総合設計許可取扱要領」の策定について</u>
	【報告第 16 号は非公表】
	<u>5 報告案件</u> <u>報告第 17 号から第 20 号</u> <u>建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項</u>
処分庁 開発審査課 本田主任	<p>それでは、報告第 17 号から第 20 号について、開発審査課の本田より説明いたします。着席して説明いたします。</p> <p>こちらの内容は、接道義務の特例許可でございます。</p> <p>報告資料の最後のページ、一覧表をご覧ください。</p> <p>一括同意基準により、許可した報告件数は 4 件で、内容は一覧表のとおりでございます。</p> <p>報告第 17 号と 18 号は、一括同意基準 2 に基づいて許可を行ったものでございます。</p> <p>一括同意基準 2 は、平成 11 年 5 月 1 日時点において、現に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル以上の通路に 2 メートル以上接している敷地で、法上の道路に接続されている通路について所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されている案件でございます。</p> <p>報告第 19 号、20 号は、一括同意基準 4 に基づいて許可を行ったものでございます。</p> <p>一括同意基準 4 は、敷地と道路の間に河川・水路等が存在する場合において、橋等で道路に 2 メートル以上有効に接しており、通行等について水路等の施設管理者との協議が整っている案件です。</p> <p>それでは、それぞれの案件につきまして、スクリーンを使ってご報告いたします。</p> <p>こちらは、報告第 17 号の通路協定書です。一括同意基準 2 に該当いたします。</p> <p>こちらは、付近見取図です。申請敷地は西船橋二丁目 3184 番 8 に位置します。</p> <p>こちらは、現況図です。協定通路の延長距離は 31.3 メートルです。また、写真撮影位置を示しております。</p> <p>こちらは、配置図です。</p> <p>こちらは、北側から申請敷地を撮影したものです。申請敷地は、現在更地で駐車場に車が停車しているところになります。</p> <p>こちらは、西側から申請敷地を撮影したものです。</p>

	<p>次に、こちらは、報告第 18 号の通路協定書です。一括同意基準 2 に該当しております。</p> <p>こちらは、付近見取図です。申請敷地は田口四丁目 461-7 に位置します。</p> <p>こちらは、現況図です。写真撮影位置を示しております。</p> <p>こちらは、配置図です。</p> <p>こちらは、東側の法上の道路から協定通路を撮影したものです。</p> <p>こちらは、協定通路から申請敷地を撮影したものです。</p> <p>次に、こちらは、報告第 19 号の付近見取図です。申請敷地は津田北町二丁目 2954-4 に位置します。</p> <p>こちらは、現況図です。一括同意基準 4 に該当するもので、敷地が水路を介して道路に接道しております。また、写真撮影位置を示しております。</p> <p>こちらは、配置図です。</p> <p>こちらは、道路から申請敷地を撮影したものです。</p> <p>こちら、道路から申請敷地を撮影したものです。</p> <p>次に、こちらは、報告第 20 号の付近見取図です。申請敷地は津田北町二丁目 2954-36 で、報告第 19 号の敷地に隣接しております。</p> <p>こちらは、現況図です。一括同意基準 4 に該当するもので、敷地が水路を介して道路に接道しております。また、写真撮影位置を示しております。</p> <p>こちらは、配置図です。</p> <p>こちらは、道路から申請敷地を撮影したものです。</p> <p>こちら、道路から申請敷地を撮影したものです。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
藤井会長	それでは、今、説明がありました、報告第 17 号から第 20 号について、ご質問等ございますでしょうか。
吉村会長代理	一点だけよろしいでしょうか。報告第 17 号の通路幅員は 4 メートルですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	写真の方ですか。
吉村会長代理	写真の方です。幅員 4 メートルというのは、敷地側の側溝のどこからですか。側溝の内側ではないのですかね、その部分を拡大できますか。
処分庁 開発審査課 本田主任	こちら AA 断面、こちらは側溝の外々になるのですけれども、これは AA 断面です。
吉村会長代理	そこは外々ですね。
処分庁 開発審査課 本田主任	ここ BB 断面と CC 断面とあるのですけれども、こちらは側溝の中の溝底ですね。

吉村会長代理	溝底というか、敷地側の立ち上がりですね。
処分庁 開発審査課 本田主任	そうです。
吉村会長代理	方向によって違うのですね、。
処分庁 開発審査課 本田主任	そうですね。
吉村会長代理	なぜ違うのですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	分筆の問題かなと推測できますけれども。
吉村会長代理	これに合わせて写真に寸法を入れていただいとすることで。
処分庁 開発審査課 本田主任	そこまで厳密に写真に表現はできてないかと思うのですけれども。
吉村会長代理	そこは説明用ですけれども、厳密にしないといけないのではないのですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	そちらは、側溝の溝底にしている絵になっております。
吉村会長代理	整合していたらそれで結構ですから。
処分庁 開発審査課 阿部係長	協定通路の方に、そちら側のどこまでが通路かわかりにくいので、ピンを入れるような協定内容に一部なっており、現地にはわかるように、端と端をつなげばここになるというのはわかるようになっております。協定通路の内容どおりで4メートル以上確保しているというのは、わかるようには現地はなっております。
藤井会長	BとCの方が、少しわかりにくいですね。AA´は、それなりにそうかなと思うのですが、Bの方とB´側で違うのはなぜなのですかね。
吉村会長代理	これは敷地面積の計算とかにも関係しているのですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	はい、そうです。そこで通路境界になっております。
藤井会長	B´は、側溝のどこになるのですか。
処分庁 開発審査課 阿部係長	ちょうど溝の中になります。
処分庁 開発審査課	例えば、構造物で通路協定書を巻こうとすると、こちらの方々は分筆地目変更をしないといけないというような通路協定書になってしまいますので、

本田主任	今現状こちらの業者がお持ちの土地が4メートル以上確保されておりますから、その状態で通路協定書を締結されております。
吉村会長代理	4メートル以上というのは、溝の底まで入れて4メートルですよ。そういうのはありなのですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	失礼しました、4メートルではなくて4.5メートルです。
吉村会長代理	4メートル以上あって、プラスアルファとしてあるのですね。
処分庁 開発審査課 吉田課長	現地は有効4メートルの側溝を含んで4.7メートルできています。境界確定が側溝などの構造物でされていないこととなりますが、有効4メートルというのは確保されておりますので、協定上は問題ないこととなります。
藤井会長	<p>ほかいかがでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>特にないようございますので、これをもちまして本日予定しておりました案件は終了いたしました。</p> <p>次に審査会運営の適正化を図るため、枚方市建築審査会議事規則第5条第2項に基づきまして、本日の会議録の署名人には、私と、あと2名、西山委員と太田委員をお願いいたします。会議録の清書後、署名をしていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、本審査会を閉会することといたします。</p>